

那覇文化芸術劇場なは一と条例

(設置)

第1条 文化芸術に関する活動を促進し、並びに多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境を提供すること等により、文化芸術の継承及び発展、市民の交流並びに地域の活性化を図り、もって心豊かな市民生活の実現に資するため、那覇文化芸術劇場なは一と(以下「劇場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 劇場の位置は、那覇市久茂地3丁目26番とする。

(劇場の構成)

第3条 劇場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大劇場(大劇場の楽屋を含む。)
- (2) 小劇場(小劇場の楽屋を含む。)
- (3) スタジオ
- (4) 練習室
- (5) 託児室兼会議室
- (6) 展示室
- (7) ロビー

(事業)

第4条 劇場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術に関する創造、発信、鑑賞、普及、人材の育成及び交流を促進する事業
- (2) 多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境の提供に資する事業
- (3) 文化芸術等に関する施設、附属設備等の提供に関する事業
- (4) 憩い及び交流の場の創出に資する事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 劇場の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 劇場の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日(これらの日が休日(国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び6月23日(慰霊の日)をいう。以下同じ。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、劇場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 伝染性の疾患がある者又はそのおそれがある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 劇場の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、市長の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間)

第8条 施設等の利用期間は、利用を開始した日から起算して14日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に対し、その利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

4 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する事業に利用する場合
 - (2) 学術、芸術若しくは文化に関する団体、公共団体又は公共的団体が本市との共催により利用する場合
 - (3) 構成員の半数以上が本市に通学する高校生以下の団体(第6号の本市内の学校を除く。)が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (4) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する満65歳以上の者である団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (5) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する障がい者の団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する本市内の学校が教育目的のために利用する場合
 - (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、利用者が行事に利用する日以外の日に、準備、リハーサル等のために利用する場合
 - (8) その他市長が特別の理由があると認める場合
- (利用許可の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理又は運営に支障があるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 災害その他のやむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止によって利用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

(特別の設備)

第13条 利用者は、施設の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の注意義務)

第15条 利用者は、この条例及びこれに基づく規則を守り、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(保安の責任)

第16条 利用者は、利用期間中、入場者の整理、警備、劇場の設備の操作及び保全その他の施設の利用に伴う保安の責めを負うものとする。

(職員の立入り)

第17条 利用者は、本市の職員が職務執行のため利用中の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して本市の職員の検査を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第19条 劇場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

1 劇場及びスタジオの使用料

区分				金額(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大 劇 場	入 場 料	1,000 円	平日	48,600	64,800	64,800	129,600	145,800	210,600
		以下(無料の場合を含む。)	休日等	58,200	77,600	77,600	155,200	174,600	252,200
	よ る 区 分	1,001 円	平日	61,800	82,400	82,400	164,800	185,400	267,800
		以 上	休日等	74,100	98,800	98,800	197,600	222,300	321,100
	3,000 円 以下	3,001 円	平日	75,000	100,000	100,000	200,000	225,000	325,000
			休日等	90,000	120,000	120,000	240,000	270,000	390,000
		以 上	平日	75,000	100,000	100,000	200,000	225,000	325,000
			休日等	90,000	120,000	120,000	240,000	270,000	390,000
	5,000 円 以下	5,001 円	平日	75,000	100,000	100,000	200,000	225,000	325,000
			休日等	90,000	120,000	120,000	240,000	270,000	390,000

		5,001 円	平日	88,500	118,000	118,000	236,000	265,500	383,500
		以上	休日等	106,200	141,600	141,600	283,200	318,600	460,200
	楽屋のみの場合			6,300	8,400	8,400	16,800	18,900	27,300
小 劇 場	入 場 料	無料	平日	9,000	12,000	12,000	24,000	27,000	39,000
			休日等	10,800	14,400	14,400	28,800	32,400	46,800
	に よ る	1円以上	平日	13,800	18,400	18,400	36,800	41,400	59,800
			休日等	16,500	22,000	22,000	44,000	49,500	71,500
	区 分	1,000 円 以下	平日	18,300	24,400	24,400	48,800	54,900	79,300
			休日等	21,900	29,200	29,200	58,400	65,700	94,900
		3,000 円 以下	平日	23,100	30,800	30,800	61,600	69,300	100,100
			休日等	27,600	36,800	36,800	73,600	82,800	119,600
	楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700
	大 ス タ ジ オ	入 場 料	無料	平日	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100
休日等				6,900	9,200	9,200	18,400	20,700	29,900
に よ る		1円以上	平日	7,800	10,400	10,400	20,800	23,400	33,800
			休日等	9,300	12,400	12,400	24,800	27,900	40,300
区 分		3,000 円 以下	平日	9,900	13,200	13,200	26,400	29,700	42,900
			休日等	11,700	15,600	15,600	31,200	35,100	50,700
楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700	
小 ス タ ジ オ	入 場 料	無料	平日	3,600	4,800	4,800	9,600	10,800	15,600
			休日等	4,200	5,600	5,600	11,200	12,600	18,200
	に よ る	1円以上	平日	4,800	6,400	6,400	12,800	14,400	20,800
			休日等	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100	24,700
		3,000 円 以下	平日	6,000	8,000	8,000	16,000	18,000	26,000
			休日等	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200
楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700	

	区 分	以上	休日等	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200
--	--------	----	-----	-------	-------	-------	--------	--------	--------

備考

- 1 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。
 - 2 「休日等」とは、日曜日、土曜日、休日及び第5条第2項に規定する休館日をいう。
 - 3 「大劇場」には、大劇場の楽屋を含み、「小劇場」には、小劇場の楽屋を含むものとする。
 - 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 大劇場 5,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (2) 小劇場 3,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (3) 大劇場の楽屋、小劇場の楽屋、大スタジオ及び小スタジオ この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額
 - 5 大劇場の3階を利用しない場合における大劇場に係る使用料の額は、この表又は前項の規定により算定して得た額に0.75を乗じて得た額とする。
 - 6 市民等(本市に住所若しくは居所を有する者、本市に通勤若しくは通学をする者又は本市で事業活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合における使用料(大劇場、小劇場及びこれらの楽屋の使用料を除く。)の額は、この表又は前2項の規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
 - 7 施設の利用を開始する時刻を繰り上げた時間及び利用を終了する時刻を繰り下げた時間に係る使用料の額は、30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表又は前3項の規定により算定した全日の額を26で除し、これに1.3を乗じて得た額とする。
 - 8 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。
- 2 練習室、託児室兼会議室、展示室及びロビーの使用料

区分	単位	金額(円)
練習室1	1時間につき	200
練習室2	1時間につき	200
練習室3	1時間につき	500
練習室4	1時間につき	200
託児室兼会議室	1時間につき	300
展示室	1日につき	3,900
ロビー(1平方メートル当たり)	1時間につき	8

備考

- 1 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 2 市民等以外の者が利用する場合における使用料の額は、この表又は前項の規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 施設(展示室を除く。)の利用を終了する時刻を繰り下げて22時より後に利用する場合における22時より後の時間に係る使用料の額は、この表又は前2項の規定により算定して得た額に1.3を乗じて得た額とする。
- 4 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。

3 附属設備の使用料

区分	単位	金額
舞台設備類	1点当たり1時間につき	2,000円以内で規則で定める額
音響設備類	1点当たり1時間につき	2,250円以内で規則で定める額
照明設備類	1点当たり1時間につき	750円以内で規則で定める額
楽器類	1点当たり1時間につき	3,000円以内で規則で定める額
その他設備	1点当たり1時間につき	5,000円以内で規則で定める額

4 空調設備の使用料

区分	単位	金額(円)
大劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	11,600

大劇場の舞台のみの場合	1時間につき	900
小劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	2,400
小劇場の舞台のみの場合	1時間につき	800
大スタジオ	1時間につき	800
小スタジオ	1時間につき	400

備考 空調設備を延長して利用する場合における延長する時間に係る使用料は、30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。